

◇大阪市金融系外国企業等の集積の促進及び国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 令和8年3月31日としている事業計画の認定申請の期限を令和10年3月31日としました。
- 2 金融系外国企業等のうち内国法人について、本市の区域内を主たる事務所又は事業所の所在地として設立されたことを要件とすることを明確化しました。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(経済戦略局立地交流推進部立地推進担当)